

～ セーフティネット保証5号（ロ）の認定を申請される方へ～

【対象中小企業者】

5号①：指定事業を行っており、（1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めており、かつ（2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇しており、かつ（3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っている。

5号②：指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めており、かつ（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇しており、かつ（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っている。

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は、すべて提出していただきます。控えが必要な場合はご自身で写しを取ってから申請してください。

認定申請書

※日付は提出日をご記入ください。

添付書類

※認定申請書に該当する（申請書ロー①、②の添付書類）のいずれかをご提出ください。

※認定申請書や（申請書ロー①、②の添付資料）に記載された数字について確認しますので、その客観的根拠（売上台帳、試算表、仕入帳など）となる資料をご用意ください。客観的根拠がなければ認定を行うことができません。

最近1ヶ月間及び前年同期1ヶ月間の原油等の平均仕入単価を確認できる資料

（領収証、納品書の写し、仕入価格・数量が記載されている請求書等）

最近1ヶ月の売上原価の総額と原油等の仕入総額を確認できる資料（月別残高試算表、領収証、納品書の写し等）

最近3ヶ月及び前年同期3ヶ月の月ごとの原油等の月平均仕入価格及び月平均売上高

（客観的根拠となる資料をご用意ください）

事業所所在地を確認できる資料の写し（個人事業者の場合）

※確定申告書の該当するページ、不動産賃貸借契約書、光熱費の領収書など

※主たる事業所が四日市市内であることが必要

履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から3ヶ月以内のもの（本店登記地が四日市市内であることが必要です。）

委任状（代理人が申請する場合）

※金融機関などが代理人の場合には受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください。

※申請される際には、連絡先がわかるよう名刺等をご用意ください

\*\*\* 申請にあたっては、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります \*\*\*

《認定窓口》 四日市市商工農水部商業労政課  
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階  
電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307